

令和 6 年度第 2 回 瑞穂町環境審議会 議事概要	
日 時	令和 7 年 2 月 2 1 日（金曜日） 1 4 時 0 0 分から 1 5 時 1 5 分まで
場 所	瑞穂町民会館 第 2 会議室
出席者及び 欠席者	（審議会委員） 出席者：近藤静子、浜崎崇、中川順夫、瀧澤正英、水井寛、上野勝、 小山勝壽 欠席者：照井浩司、前田憲一 事務局：古川住民部長、峯岸環境課長、山口環境係長、七浦主任
議 題	（ 1 ） 第 2 次瑞穂町環境基本計画－改訂版－（案）について （ 2 ） その他
傍 聴 人	3 名（井上一也町議員、下澤章夫町議員、高橋洋子町議員）
資 料	・ 令和 6 年度第 2 回瑞穂町環境審議会次第 ・ 度第 2 次瑞穂町環境基本計画－改訂版－（案）（事前配布）

(会 議 内 容)	
小山 議長	それでは次第に従いまして、議事を進めたいと思います。 まず議題 1 ですが、第二次瑞穂町環境基本計画改訂版（案）は、およそ 100 ページにわたり、ページ数が膨大なため、皆さんからご意見をいただくにあたり、次のように 4 つに分けて進めさせていただければと思います。 まず、基本的事項が述べられている第 1 章について、次に、基本目標や望ましい環境像について記載されている第 2 章と第 3 章について、そして、重点プロジェクトや環境配慮行動指針の記載がある第 4 章と第 5 章について、最後に、計画の進行管理などが書かれている第 6 章から巻末資料までについて、それぞれ事務局からの説明の後、皆さんからのご意見を伺えればと思います。 なお、誤字脱字等についても、お気づきの点がございましたら、遠慮なくご指摘いただければと思います。 それでは、まず 1 ページから 18 ページまでの第 1 章について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	第 1 章について説明。
小山 議長	第 1 章について、事務局による説明は終了しました。 第 1 章についてご意見がある方がいらっしゃいましたら、ご発言をお願いいたします。 なお、ご発言の際は、お手数ですが、改定版（案）の何ページの、どの部分か申し添えていただければと思います。 それではよろしくお願いいたします。
瀧澤 委員	商業の事業者という立場で、ご意見を申し上げたいと思います。 9 ページ、10 ページ 11 ページの瑞穂町の人口というところですが、将来的に高齢化社会になっていく事実の中で、将来人口というのは、あと 30 年後に約 1 万人減ってしまうという算出データが出ていま

す。これは計画的な問題なので、この場にふさわしい発言ではないのかもしれませんが、町としては、将来的に、今の瑞穂町の3万人という人口を維持したいのか、それとも、もう減ってもしかるべきなのか、それとも、もっと町を大きくしたい、将来的には何万人に増やしたいといった、人口について町の目標数値というものは、あるのでしょうか。

事務局

お答えさせていただきます。

町の中にも計画はいろいろありまして、この環境基本計画の改訂版（案）には、長期総合計画という瑞穂町の一番大きな総合計画の人口像を利用して、町の人口水準を見通した形の人口を記載しております。長期総合計画の中では、2030年度が3万2825人となっております。

瀧澤委員

ありがとうございます。瑞穂町の展望を考える時に、人口については目標数値を町全体で立てて共有することができると思っています。この人口にしていくために、町はもっとこういう開発をしなければいけないといったようなことを考えた方がいいと思います。その上で、今後の人口については、高齢化というものが目に見えて出ている中で、今後若い方の人口をどうやって増やすのか、あるいは、ここには載っていませんが、将来的に、すでに労働力の助けになっている外国人の方々との接し方ですとか、そういった資料も今後入れていかれるのかというような、そういうことも考えていかなければならないのではないかと思いますので、申し上げました。今後、計画していく中で、瑞穂町の人口を一体どうしていきたいのか、町を大きくしたいのか、それともよりコンパクトにスリムにしていきたいのか、そういった計画というものができれば、町民にもっと共有できるような機会を作っていただきたいと思います。以上です。

事務局

続けさせていただきます。町の人口についてですが、今回のこの会議につきましては、瑞穂町の環境基本計画という環境問題につい

ての基本計画を策定しているものでして、このベースとなるものは、先ほど申し上げました瑞穂町の第5次長期総合計画で、令和3年3月に作成した人口の推計に基づいて、この計画を作っております。その中では令和6年の人口が、3万2062人と10ページには記載がありますが、長期総合計画では、2030年、令和12年には3万2825人という数値になっていますので、微増もしくは横ばいという形で、町全体としては人口規模を想定しています。それに基づいた、今回この環境政策に対する基本計画ということになりますので、御理解いただけますよう、お願いいたします。

浜崎委員

よろしいですか。瀧澤委員の気にされているところというのは、今回の話とは別ではありますが、私もとても気になっているところです。瀧澤委員へのお答えになるかどうかは分かりませんが、まちおこしとか、いろいろな部分で私が関わっている中で、瑞穂町としては人数を増やす方向で動いているようです。

増やす方向としては、モノレールが10年後に瑞穂町に来るにあたって、どう動いているかとか、町をどうやって盛り上げていくか、どうやって人を呼び込むかということで、東京都の方からもいろいろな助成とか補助金をいただいて、瑞穂町を盛り上げようとか、瑞穂町で企業する人たちをどうバックアップするかという話は出ています。今回の計画とは少し違う話ですが、今度ゆっくりお話できればと思います。

事務局

一点よろしいですか。先ほど環境課長から長期総合計画という話が出ましたが、令和7年度に後期基本計画という形で、長期総合計画の中でも前期と後期と分けまして、後期基本計画の策定に全面的に取りかかります。長期総合計画を改定しますので、もしよろしければ、そちらで皆様のご意見を募集する機会がございますので、関心ございましたら、是非、ご覧になっていただければと思います。以上です。

小山 議長	よろしいですか。他にございませんか。 もし、ないようでしたら、私から、間違えているところをご指摘いたします。たいした間違いではないのですが。表紙をめくっていただいて目次の一番頭の方、15 ページのところが第 1 次計画の進捗状況とありますが、正しくは第 2 次です。その下の第 1 次進捗計画、これも正しくは、第 2 次です。 そして 11 ページのグラフのところ、社人研推計における瑞穂町の将来人口のグラフの一番左の下の年齢について、0 歳から 14 歳、15 歳から 65 歳、それから 65 歳以上となっていますが、この表記ですと、65 歳が重複してしまいます。おそらく、労働年齢人口、15 歳から 65 歳未満というのがありまして、未満ということは、65 歳は含まないですよ。これだけは直したほうがいいと思います。細かいところですが、以上です。
事務局	はい。ありがとうございます。
上野 副議長	11 ページの産業のところですが、比較対象があるのでしたら、令和 3 年の事業所の数は、増えていますとか減っていますとか、入れてもらった方が分かりやすいと思います。
事務局	はい。前回の改定の前、第 1 次瑞穂町環境基本計画では、平成 28 年度時点の瑞穂町の事業所数は 1717 件となっておりますので、減少しております。 事業従事者数が 2 万 1888 人で、今、1 万 9890 人になっておりますので、減少しています。
上野 副議長	商業の売り上げは、もう相当減っていると思います。町の状況を知る上でも、経年の変化をできれば入れていただけたらと思います。
事務局	はい。修正します。
小山 議長	他に意見がないようでしたら、次に進めたいと思います。

	次は、19 ページから 52 ページまでの第 2 章、第 3 章について、事務局から説明をお願いします。
事務局	第 2 章について説明。
小山議長	第 2 章、第 3 章について、事務局による説明は終了しました。 第 2 章、第 3 章についてご意見がある方がいらっしゃいましたら、ご発言をお願いいたします。
水井委員	40 ページ、平成元年の瑞穂町における公害の推移のグラフで、その他が令和元年だけ極端に少ないのですが、この結果というか、どうしてそこだけ減っているのかということをお聞きしたいです。
事務局	はい。お答えします。公害の件数について、例えば騒音ですとか、悪臭ですとか、そういったものがあつた数をカウントしていますが、我々も傾向があれば掴みたいところですが、毎年、特に理由がなく増減しています。確かに数字で見ると、谷間のようになっていますが、我々も特段、何があつたから、と言えないのが正直なところでございます。
水井委員	どうして下がっているのかは、分からずじまいということですね。
事務局	はい。
中川委員	21 ページ(5)のごみの減量を推進し、町民 1 人 1 日当たりのごみの排出量を減少していきますというところで、基準年が 867 グラムで目標が 962 グラムとあります。これは減少させないといけないと思うのですが、逆に目標が 962 グラムと増えていいのでしょうか。 次に、22 ページ(6)の表で、不法投棄禁止看板の設置や土地所有者への配布、環境パトロールによる環境監視を行い、不法投棄の防止につとめるというところで、基準年が 4612kg で目標が 5000kg と

ありますが、増えていいのでしょうか。目標の定め方として、減少させなければいけないのではないのでしょうか。

また、ページが戻りますが、21 ページ(2)公共施設の建設・改修工事にあたっては、再生可能エネルギーの導入に取り組むとありますが、基準年がハイフンになっています。ハイフンは目標の設定にそぐわないのではないのでしょうか。

事務局

対比で見ていただくのは、今、中川委員がおっしゃった第2章の21 ページとか、これは改定後のお話で、対比として改定前は、第1章の15 ページあたりになります。改定前は、令和10年度までという目標でした。先ほど委員がおっしゃった、(2)の公共施設の建設や改修工事にあたっては自動照明設備、太陽光発電などに取り組むというところですが、数値化が難しいので、改定の前の段階から、数値は上げないという形で、第2次計画の時からさせていただいています。

例えば(1)の温室効果ガスの排出量は、何 kg-CO₂ から何 kg-CO₂ にしますというのは、すごく数値化しやすいのですが、公共施設の建設にあたって随時導入していきまうというのは、もとが何台あって、太陽光パネルを何枚にしますとか、LED だとか、なかなか公共施設に関して数であげるのは難しいので、数値はあげない形になっています。

同じく16 ページの2(4)外来種についても、もともとは何万引きいて、何万匹に減らしますというのは難しいものですから、これに関しても、進捗状況報告の16 ページから、改定後の環境目標20 ページへの記載はこのような形になっています。

最初におっしゃった21 ページのごみの減量に関してですが、基準年の令和5年度では867g になっていて、目標の令和12年度では962g で逆にごみの排出量が上がっているではないかと見えてしましますが、実はこの962g という数字は、867g を基準に減らしましょうと作った数字ではありません。この令和12年度の目標は、令和3年度に作られた一般廃棄物処理計画という、環境基本計画とは別の計画

の中で、令和 12 年度のごみの量は 962g まで減らしましょうと定めていまして、そちらの計画との整合性を図って書かかざるを得なかったというところです。一般廃棄物処理計画では 962g ですが、基準年の令和 5 年度が現状として想定外に減ってしまったという状況がございまして、計画ごとに数字が変わってしまうのはよくないので、このような記載になっております。

中川委員にご指摘いただいたところについて、今、口頭でご説明しましたが、この計画だけ見ると非常にわかりづらいので、欄外に、この 962g とは一般廃棄物処理計画から持ってきていますと、説明書きを記載するようにします。

(6) の不法投棄の状況ですが。こちらの対比の元になるのが 16 ページになります。基準年の平成 30 年度に 5861kg でしたので、当初の目標年度である令和 10 年度には 5100kg まで減らそうと計画で動いていました。ただ、中間年度にあたる令和 5 年度の数値が 4612kg とものすごく減ってしまっているのですが、ここからさらに下げるといよりも、コロナ禍を経由して一時的に下がっていると私たちはみています。令和 5 年度の 4612kg からさらに下がっていくというよりは、当初の目標として 5100kg としていたので、計画の目標年度を延長した 2 年後にはもう少し減らして、5000kg という形にしています。

中川委員

あとはハイフンのところですが、例えば「12 年度まで継続して取り組んでいます」とか、言葉を入れてはいかがでしょうか。基準年の枠をなくしてしまつて。

瀧澤委員

枠をなくして、単純に、目標、スローガンという表現になりますよね。数値を入れるところと、数値を求めないところのレイアウトは考えた方がいいと思います。

事務局

表現方法について、ご指摘いただいたことを研究します。

中川 委員	もう一点、17 ページの歴史と文化を大切にしていこうところの方針で、全町一斉清掃で、指標が参加人数だけの基準ですが、もう一つ、ごみの総量を入れてはいかがでしょうか。ごみの総量が減っていくのが分かるように、参加人数とごみの総量の二段階の目標にするのはいかがでしょうか。
事務局	全町一斉清掃に関しましては、コロナ禍で2年間実施しなかった時期もございまして、再開した後も、参加人数はコロナ禍前に戻るような傾向がないのが現状です。その中で、集まっていたいただいた方の意見を聞きますと、環境パトロールや、道路・公園の巡回等もありますので、そういったところで町のごみが減って綺麗になっているというところもございます。実際に、全町一斉清掃の中で収集されるごみの量というのは、減っています。参加人数が減ったから収集量が減ったという見方になると、よくないかというところで、事務局としては載せていないのですが、中川委員がおっしゃるように、参加人数が減っていても町が綺麗になっているところをアピールできればという意見に関しましては、今後、事務局の内部でも検討させていただきます。ありがとうございます。
小山 議長	他に何かございますか。 私からお願いがありまして、40 ページのグラフ、瑞穂町における公害苦情件数の推移がございしますが、小さすぎて見にくいので、可能でしたらもう少し大きめにしていただいた方が、見る人にとって親切かなと思いますので、よろしくお願いします。 他に意見がないようでしたら、次に53 ページから68 ページまでの第4章、第5章について、事務局から説明をお願いします。
事務局	第4章、第5章についての説明。

小山 議長	第４章、第５章について、事務局による説明は終了しました。 第４章、第５章についてご意見がある方がいらっしゃいましたら、ご発言をお願いします。
上野 副議長	62 ページの、これからの環境配慮行動の４つ目の◇、太陽光や太陽熱を利用できる設備を設置するなどの部分で、東京都の補助制度につきましても、各事業所でも、家庭のみならずそういう方向に行くかと思うので、ここに蓄電設備の設置も利用できるなど付け加えておいた方がいいと思います。蓄電池については、この十年間でおそらく相当進んでくると思うので、追加していただきたいと思います。 それから、もう一つ、地産地消の太陽光エネルギーを導入しなさいということで、東京都の産業労働局の中に新しい部局を作って、今、売電価格は安いですが、自分のところで使ったり、あるいは近所で電気を売ったりと、その補助制度もできていますので、まだ今年から始まった制度ですから難しいかとは思いますが、蓄電設備については、相当な普及が見込まれていますので、追加していただければと思います。
事務局	分かりづらいのですが、58 ページからが一般町民向けで、64 ページからは事業者向けの環境配慮行動になっていまして、64 ページの下の方に、太陽光発電や蓄電池、燃料電池などの再生可能エネルギーの導入について検討しましょうと入れさせていただいております。家庭の方も、蓄電設備について付け加えさせていただきます。
瀧澤 委員	瑞穂町は、町内会、自治会への参加については、積極的に入りましょうという町なのではないでしょうか。今、この環境配慮行動方針を見ると、こういった情報を共有していく中で、町内会に加入するという文言はどうしても必要になると思いますが、さきほどの全町一斉清掃の問題なども、参加されている方は、実は、町内会に加入されている方がほとんどですよ。今、特に二本木町で問題になっている

のが、二本木町は大所帯で 800 世帯ありますが、実際に町内会に加入しているのはたった 200 世帯です。たった 200 世帯の小さいまとまりの中で、実際は二本木町として町内活動を行っているという現状が、今、二本木町の問題の一つです。町内会の意義という部分は、ここでは答えが出ないと思うのですが、町の幹部の方々の間でも、懸案事項として 1 回考えていただきたいと思います。

事務局

瀧澤委員ありがとうございます。町内会の加入率につきましてはやはり下がってしまして、町全体としてももうすでに 40% を切っているような状態にあります。

二本木町は元々大きい町内会ですが、そこでも加入世帯が 200 世帯になっているという状況で、もっと小さい町内会でも同じようなことが起きていて、地域の繋がりが希薄になりつつあるというところで、町としましては、町内会の加入率を上げたいという気持ちはありますが、皆さんからいただいた税金を町内会だけに使うわけにはいきませんので、全町民に公平にということも配慮しながら、いろいろな事業を進めております。この環境基本計画につきましても、そういったご意見は事務局としても考えにはありますが、なかなか計画に記載するというわけにはいきませんので、全町民向けという形で作っておりますので、ご理解いただければと思います。ありがとうございます。

瀧澤委員

新しい町民全体に伝わる情報のツールですとか、そういったものが今後新しい計画案の中で、次の時代に向けて、そういう発信・受けとめる機会を設けてくれるような、仕組みができればいいなと思っています。以上です。

事務局

今、瀧澤委員がおっしゃる通り、町内会に入っていない方にも情報発信ということですが、町としましては、ホームページや広報紙などで続けて実施していますが、やはり見ない方も実際に多くて、情報が届いていないのではないかとこのところもあります。今、町

の方では DX 化といいますか、デジタルツールを使って情報発信をするというところで、舵を切っております。例えば、今ここに事務局でいるのは環境係ですが、環境課にはもう一つ、ごみ対策係という係もありまして、ごみ対策係の方で、令和 7 年度予算が通った場合の話ですが、令和 7 年度にごみ出しアプリの導入を予定しています。アプリを皆さんお持ちのスマートフォンにインストールしていただきますと、自分の地区のごみの収集日が即時確認できたり、ごみの分別カレンダーで、このごみはどうやって出せばいいのと検索できたりするようなアプリを導入するように進めている形です。そういった中で、例えば台風ですとか、降雪の心配があるときには、そのアプリの方に、リアルタイムで情報発信をして、ごみ収集が少し遅れる可能性がありますとかそういった情報も発信できるように。町内会に加入していただければもちろんいいのですが、加入していない方にも、町からの情報発信ということで、新たな取り組みというのは、それぞれの部署になってしまいますが、取り組んでいるところです。以上です。

小山 議長

他にございますか。次に進んでよろしいでしょうか。

最後に、69 ページから 97 ページまで、第 6 章と巻末資料について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

第 6 章と巻末資料の説明。

小山 議長

第 6 章、巻末資料について事務局からの説明は終了いたしました。第 6 章、巻末資料について、ご意見ある方がいらっしゃいましたら、ご発言をお願いします。

上野 副議長

先月の読売新聞などで、立川市が PFAS の井戸水調査をしたら、19 ヶ所中 17 ヶ所から高濃度の値が検出されたという報道がありました。昨年の 12 月には、各自治体の基地担当者が横田基地の中で、消防の訓練施設を視察して説明を受けたと思います。今の状況の中で、

瑞穂町がどうなのかというのは、まだ調査をしていないわけですが、農業の分野でも、実は東京都とともに、環境局で適正な検査をして、農業者はもとより、消費者が安心して、地元の皆さんに食べられるということで、要望を昨日、決議したところです。町としての PFAS についての今の状況というか、言葉の索引、用語集のところに入れた方がいいのではないかと思います。この 2 点お願いします。

事務局

副議長ありがとうございます。

1 点目の PFAS に関する瑞穂町の情報ですが、東京都の方で、瑞穂町を 4 分割しまして、その 4 分の 1 のところで水質検査を毎年行い、4 年間で回して町全体の水質検査が終わるという形で実施をしています。ただ、昨今の PFAS の問題もありますので、令和 6 年度に関しては、他の残りの 3 ヶ所もあわせた計 4 か所すべてを東京都の方で水質検査をしました。その結果については、概ね年度末に出る予定であると聞いております。町独自に検査をすることはなかなか難しいものですから、東京都の水質検査や国の取り組み状況等について、アンテナを張りながら今後も注視していきたいと考えています。

2 点目の PFAS の説明書きを用語集に入れた方がいいのではないかとのご提案ですが、入れる方向で調整させていただきます。ありがとうございます。

小山議長

関連ですが、12 月 20 日に横田基地を視察した関係者が言うには、録音禁止で一方的に説明するだけだったそうです。日米地位協定もあって、基地内の検査というのは難しいようです。基地の北東の方に消火訓練する場所があるらしく、写真もありましたが、PFAS をかなり含んだ消火剤が染み込んでいて、それがアスファルトの割れ目から随分入っていくと新聞にも書いてありました。

上野副議長

12 月の基地の立ち入り検査は、9 月に大雨があって、いわゆる貯水槽から大規模な溢水があったということで実施したと聞いています。消火訓練施設のすぐそばにちょうど瑞穂町の農地があったもの

ですから。機会あるごとに、東京都を含め、いろいろ水質の検査をしていただき、安全だということを担保してほしい。我々も東京都にはお願いするつもりですが、環境局等が動いていただいて、公正にやっているというのが一番よいと思うので、ぜひよろしくお願いいたします。

中川委員

71 ページ(2)の環境配慮行動の推進（町、町民及び事業者それぞれの推進）の前章の第 5 章で、さまざまな指針が列挙されておりますが、今回、第 2 次瑞穂町環境基本計画の概要版も改訂するのでしょうか。

事務局

概要版は、今回製本する予定はないです。

中川委員

概要版に環境配慮行動の推進の抜粋版が掲載されていて、これこそ、これを推進することが、この環境基本計画の全体を進めて、これをどう活用していくかということが求められるのかなと思います。概要版を改訂しないということであっても、こういう環境配慮行動の抜粋について、日々の活動の仕方、こういったものを町民がチェックというか、目に見えるような形で成果を各家庭や事業所とかで、今後活用すれば、すごく計画自体が推進されるのではないかと思います。

事務局

ありがとうございます。今、委員がおっしゃった通りで、町民一人一人が環境配慮行動に取り組んでいただければ、かなり効果的かと思っています。現状では、毎年広報の 6 月号で、環境特集号という環境に配慮したページを見開き 4 ページ分ぐらい確保させてもらって、環境に関する記事をまとめています。その時に、町民向けに、委員がおっしゃった趣旨で、環境配慮行動を掲載しています。また試験的にですが、昨年 11 月の産業まつりのときに、環境課のブースへお越しいただいた方に、委員が今おっしゃったような感じで環境配慮行動だけを抜粋したビラを作って、お配りしたというのがあります。

	ます。今後も、環境配慮行動の周知方法をいろいろ工夫して展開していきたいと考えています。ご意見ありがとうございます。
浜崎委員	範囲が戻ってしまうのですが、22 ページの上にグラフがありまして、資源の再利用を進めていきますというところで、再資源化率が出てきますが、これは何に対してのもので、何をベースに出しているかというのは、出ていらっしゃいますか。例えば、さっき町内会の話が出ましたが、段ボールを再資源化するために皆さんで集めた時に、数値が出ていれば、うちはもう 80% を超えたんだとか、モチベーションが変わってくるのかなと思います。段ボールだったり紙ごみだったり、再資源化できるものは他にもたくさんあると思いますが、全体的に出してしまうと分かりづらいので、项目的に把握されているのであれば、分別した形で出していただけると見やすいかなと思いました。
事務局	22 ページの再資源化率の数値ですが、こちらは一般廃棄物の処理計画という別の計画の数値を引っ張ってきている形です。確かに数字だけ見ると、上がったたり下がったりが分からないというのは、ご指摘の通りです。実情は、その計画の数値を引っ張ってきているということで何が含まれて何が含まれていないというのは、ここには記載ができていない状況です。
浜崎委員	ありがとうございます。実際に、再資源化している中間処理施設など、再資源化率の数値が明確化されていると、やはり 100% 目指そうというように、だいぶ工場の中でも変わってくるのではないかなと思います。また、ちょうど今、長岡のシールド工事で汚泥とか出るとありますが、あの土を再資源化するかというと、町としては、ごみとして出たものを商品化しましたというところまでいっていませんが、そこからまた売れるところまでのパーセンテージというものが出てくると、これは事業の話にはなりますが、事業の目安になるかなとは思いますが。過程の中でこういう分別ができて、こういう

ものが再資源化できるのかとか、いろいろな気づきにも繋がっていくと思うので、仕事を増やして申し訳ないですが、項目を増やして分類できたら、見やすいかなと思いました。

上野副議長

長岡の雨水幹線など、ああいったところから排出した泥というのは、すべてマニフェストにのっとして実施しているわけですね。東京都では昨年、埋め立て場について東京都独自の条例を作っています。瑞穂町にはありませんが、青梅市や入間市には埋め立ての条例があります。今、狭山池の上流部の農地をどうやって活用するか苦労しているのは、地面の下に非常に粗悪な土が埋められていて、場合によってはごみも埋まっている状態があるからです。瑞穂斎場の近くに、産廃業者がありますが、国道16号のバイパス工事をして、いわゆる東京ごみ戦争の時も、あの辺りはものすごく生ゴミがそのまま埋まっていたのが出てきた状態の中で、農地の低いところを埋めようというのが、あちらこちらでたまにありましたが、そういう事例への埋め立て条例も東京都で作られたという情報も、町民にお知らせした方がいいかなと思っています。それはこの審議会ではなく、広報とかで、埋め立てする場合には東京都の条例にのっとしてやってくださいというような、広報をちゃんとしておいた方がいいのではないかと思いますので、機会があったらお願いしたいと思います。

小山議長

第6章と巻末資料について、他にないようでしたら、その他の議題として、事務局からお願いいたします。

事務局

その他の議題として、2点お話しさせていただきます。
まず1点目ですが、今まで環境審議会の会議録をホームページで公開しておりまして、その会議録では、委員の皆様のご発言に対して、一律に「委員」として載せていました。ところが、瑞穂町における会議録の作成及び公表に関する指針を参照したところ、基本は「〇〇委員」と発言者の名前を出すというのが一般的とありました。

今までは会議録をばっと見た時に、誰がどの発言を言ったのか分からなかったので、今後はお名前を出す形で改めたいと思いますので、ご承知置きください。

次に２点目ですが、第二次瑞穂町環境基本計画の改訂版の今後の予定について、先ほど担当が冒頭でご説明した部分と重複する箇所もございますが、改めて委員の皆様にご説明させていただきます。

環境審議会委員の皆様にご指摘いただいた箇所やこの後お気づきになって追加があった箇所について、改訂版に反映させていただきます。一方、この改訂版の案は、庁内の環境施策を担当している部署で構成している庁内検討委員会にも同時に校正をお願いしているところがございます。両者からの意見をおおよそ２月末頃までに集約し、３月上旬に町の議会で委員会に諮り、３月中旬に庁内の会議にかけて、特に問題がなければ、印刷製本作業にうつりたいと考えています。

製本版を皆様のお手元にお届けできるのは３月下旬から４月上旬にくいこむかもしれませんが、そのあたりの見込みとなっております。

少しお時間をいただくこととなりますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが今後の予定については以上となります。

小山議長

それでは、他に何か全体を通してございませんか。

近藤委員

私は農業をやっていて、毎年、外来種のアライグマやハクビシンの被害がひどいです。広報に、個人で捕獲してはいけないとでていましたが、今後、被害にあったら、どうすればいいのでしょうか。アライグマは凶暴だとありますし。

事務局

ご説明させていただきます。アライグマやハクビシンは鳥獣保護法で守られているので、捕獲許可が必要です。東京都に申請して捕獲許可を取らなければなりません、町の職員は捕獲許可を持って

	いますので、もし被害に遭われたらご相談いただければ、私たちの方で、アライグマやハクビシンを捕まえる箱わなをお届けに上がり、使い方をご説明して、それで捕まえる分には問題ございません。広報に載せていたのは、たまにご自分でホームセンターへ行ってわなを買い、捕まえる方がいるので、その注意喚起のためです。もちろんご自身が東京都に捕獲許可を取っているなら問題ありません。被害にあわれた場合は、ぜひ町の方にご相談いただければと思います。
上野副議長	環境課と産業経済課の両方で箱わなの貸し出しを行っています。
近藤委員	確か2年前に、産業経済課に被害にあった現場に来てもらったことがあります。箱わなを貸してくれたあとは特に対応がありませんでした。もう少し優しくしてくれると嬉しいです。
事務局	外来種の箱わなの件ですが、これは法律で決まっていて、許可なく個人の方が捕獲すると罰金や懲役というのがあるようです。そうならないためには、町にご相談いただいて、町が捕獲器をお貸しして捕獲する分には全く問題ございません。町の実地対応が遅いから、自分で捕獲器を買うというのは法律に違反してしまいます。民地での被害は環境課、畑の被害は産業経済課が主管となります。早く動くように、町でももちろん連携をとります。
小山議長	他に意見がないようでしたら、事務局よりお願いいたします。
事務局	本日いただきましたご意見などを参考に、改訂版（案）の最終校正を行いまして、完成しましたら委員の皆様へのお送りいたします。また、図書館やホームページなどでも見られる形にしたいと思います。 今後、改訂版（案）についてお気づきの点等ございましたら、2月28日（金）までに環境課までご連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

小山議長	それでは以上をもちまして、議題に関する審議を終了いたします。 進行にご協力ありがとうございました。
事務局	小山会長、進行ありがとうございました。 それでは以上をもちまして、令和6年度第2回瑞穂町環境審議会 を閉会といたします。 ありがとうございました。